

## 指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大西一史

| 議案番号   | 区域         | 施設の名称   | 指定管理者  | 指定期間                                    |
|--------|------------|---|--|---|
| 議第173号 | 中央区、北区及び西区 | (1) 熊本市営住宅条例施行規則(平成10年規則第24号)別表第1 各表団地名称の欄に規定する市営住宅(これらの市営住宅に係る共同施設を含む。)<br>(2) 熊本市営住宅条例施行規則別表第2 団地名称の欄に規定する市営改良住宅(これらの市営改良住宅に係る地区施設を含む。)<br>(3) 熊本市営住宅条例施行規則別表第3 団地名称の欄に規定する市営単独住宅 | 熊本市営住宅管理(中央・北・西)共同企業体<br>代表者<br>熊本中央区辛島町4番35号<br>株式会社 明和不動産管理<br>代表取締役 川口 圭介   | 自<br>令和2年<br>4月1日<br>至<br>令和7年<br>3月31日 |
| 議第174号 | 東区及び南区     | (4) 熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則(平成6年規則第71号)別表第1 団地名の欄に規定する特優賃住宅<br>(5) 熊本市小集落改良住宅条例施行規則(平成22年規則第44号)別表各表団地名称の欄に規定する小集落改良住宅  | 熊本市営住宅管理センター<br>共同企業体<br>代表者<br>熊本中央区九品寺2丁目6番57号<br>株式会社 コスギ不動産<br>代表取締役 小杉 周司 | 自<br>令和2年<br>4月1日<br>至<br>令和7年<br>3月31日 |

(提出理由)

市営住宅、市営改良住宅、市営単独住宅、特優賃住宅及び小集落改良住宅の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2 第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。